

令和5年度第2回熊谷市地域公共交通会議
運賃協議小委員会

議 案 書

令和6年2月13日

議 事

議案第1号 令和6年4月1日からの「ゆうゆうバス」の「ほたる号」、「グライダーワゴン」、「さくら号」、「直実号（さくら号代替路線）」、「グライダー号」路線に適用する運賃について

令和6年4月1日からの熊谷市ゆうゆうバス「ほたる号」、「グライダーワゴン」、「さくら号」、「直実号（さくら号代替路線）」、「グライダー号」の路線に適用する運賃について

【適用する路線】

令和6年4月1日からの以下の路線

- (1) 令和5年9月1日～令和5年10月31日試験運行路線
ほたる号、グライダーワゴン
- (2) 沿線住民からの相談等により変更する路線
グライダー号、グライダーワゴン
- (3) 熊谷文化創造館の順路を変更する路線
さくら号、直実号（さくら号代替路線）

※いずれも令和5年11月28日の「令和5年度 第4回熊谷市地域公共交通会議」の議案と報告で運行について承認済の路線

【適用する運賃】

令和6年2月1日からゆうゆうバスの各路線に適用されている以下の運賃を適用する。

種別	改定前	改定後
1回	100円	200円
1日乗車券	300円	500円
紙の回数券	11回/1,000円	10回/2,000円
スマホバス回数券	—	10回/1,500マネー（1,500円）

- (1) 小学生は小児運賃：1回100円を適用。
- (2) 以下の方の運賃は引き続き無料。
 - ・未就学児
 - ・障害者手帳または障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示された方とその介助・付添人1人
 - ・運転免許を自主返納した方（警察で有料交付される運転経歴証明書を提示）
- (3) すでに販売している紙の回数券（11枚綴り）は2枚または1枚と100円で1回乗車可能とする。（小学生は1枚で1回）
- (4) スマホバス回数券は、令和6年2月1日から熊谷市地域電子マネー「クマベイPAY」でのみ購入可能となる。

※令和6年4月1日からの「ほたる号」、「グライダーワゴン」、「さくら号」、「直実号（さくら号代替路線）」、「グライダー号」

(1) 試験運行路線

ア ほたる号

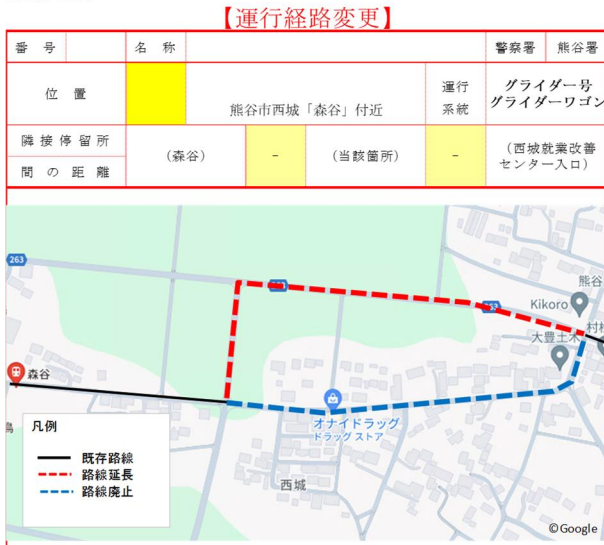


イ グライダーワゴン



(2) 沿線住民からの相談等により変更する路線
ア グライダー号、グライダーワゴン

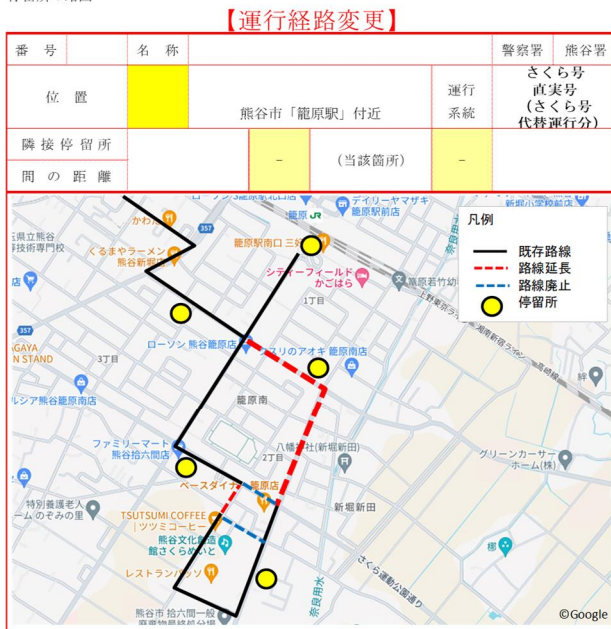
停留所の略図



※沿線住民より、バス走行の騒音・振動への相談があり迂回するもの。適用時期: 令和6年4月1日

(3) 熊谷文化創造館の順路を変更する路線
ア さくら号、直実号 (さくら号代替運行路線)

停留所の略図



※熊谷文化創造館の順路を変更するもの。
変更前: 籠原駅→拾六間北→熊谷文化創造館→拾六間北
→籠原駅→NTT前
変更後: 籠原駅→保育ステーション前→熊谷文化創造館
→拾六間北→NTT前
適用時期: 令和6年4月1日